(お問合せ先)

国土交通省総合政策局環境·海洋課 飯塚 TEL 5253-8111(内24-312)

平成17年8月26日

運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

# 1. 調査の目的・経緯

「アスベスト問題への当面の対応」(平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)においては、国民の有する不安への対応の一つとして、アスベストによる健康被害等の状況把握について積極的な情報提供に努める旨としているところです。

国土交通省においては、7月から実施しています運輸関連の企業についての調査について、今般、その結果が取りまとまりましたので公表します。

# 2. 調査内容

# (1) 調査対象

鉄道車両等製造業、鉄軌道事業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、自動車整備事業、海運事業、舶用工業、漁船関係、港湾運送事業、航空分野、倉庫事業、貨物利用運送事業の各関係団体の傘下会員等計160,474者を対象として調査を実施し、計103,149者から回答をいただきました。(資料1参照)

#### (2) 調査項目

石綿の使用状況等、従業員と石綿の接触機会、従業員等の石綿疾病者数

# 3. 調査結果の概要

- (1) 健康被害の概要(資料1参照)
  - 〇従業員(元従業員を含む)のアスベストによる疾病者数は、172名。そのうち亡くなられた方は、130名。
  - 〇従業員の家族、周辺住民への健康被害については、O名。
- (2) アスベストの使用状況等・接触機会の概要(別紙1~7参照)
  - 輸送機関においては、断熱材として吹付けアスベストが使われていたり、断熱性を必要とするエンジンや配管等の部分にアスベスト含有製品が使われていたりする例がありました。

- 事業者が保有する建築物においては、耐火被覆材として吹付けアスベストが使われていたり、天井や壁にアスベスト含有製品が使われていたりする例がありました。
- O 接触機会については、アスベストが使用されている部分の整備や、アスベスト含有製品の輸送の際にその可能性があったという報告がありました。

# 4. 当省の対応

- (1) アスベストの取扱い等に関しては、運輸関連の団体等に対し、労働安全衛生法等の関係法令遵守の指導徹底と健康管理に関する必要な情報提供について、傘下会員に周知する等を依頼しました(7月中下旬等)。(資料2参照)
- (2) 現在アスベストが使用されている部分に関しては、除去等の使用アスベストへの適切な対処に係る傘下会員への改めての周知を、各団体等に対し依頼することとしました(8月26日)。(資料2参照)
- (3) この調査結果については、本日開催されたアスベスト問題に関する関係閣僚による会合において報告したところあり、今後とも、引き続き関係省庁や関係団体等との連携を図ってまいります。

資料1 アスベストによる健康被害等の状況に関する調査

資料2 アスベストの取扱い等に係る周知依頼の発出状況

各事業の調査結果については別紙1~7のとおりです。

別紙 1	鉄道分野(担当 鉄道局)	· 6 頁
別紙 2	自動車交通分野(担当 自動車交通局)	12頁
別紙3	海運関係業界(担当 海事局。漁船関係は海事局及び農林水産省。) …	·15頁
別紙 4	港湾運送事業(担当 港湾局)	25頁
別紙 5	航空分野(担当 航空局)	26頁
別紙6	倉庫事業(担当 総合政策局)	·28頁
別紙フ	貨物利用運送事業(担当 総合政策局)	31頁

# アスベストによる健康被害等の状況に関する調査

事業	細木の仕芸生	調査対象	回答数	従業員の料	<b>夫病者数</b> (注	家族等の疾
事 第	調査の依頼先	事業者等数	(注1)		うち死亡者数	病者数(注2)
	(社)日本鉄道車輌工業会	38	38	23	16	0
	信号工業協会	16	16	0	0	0
鉄道車両等	(社)日本鉄道電気技術協会	11	11	0	0	0
製造業	鉄道分岐器工業協会	7	7	0	0	0
	日本索道工業会	4	4	0	0	0
	その他の鉄道車両等製造業者	3	3	3	2	0
鉄軌道事業	鉄軌道事業者	201	201	8	7	0
旅客自動車	(社)日本バス協会	2,235	2,013	0	0	0
運送事業	(社)全国乗用自動車連合会	6,633	6,437	0	0	0
貨物自動車運送事業	(社)全日本トラック協会	51,364	272	2(注4)	2(注4)	0
自動車整備事業	(社)日本自動車整備振興会連合会	85,948	85,948	9	4	0
	(社)日本船主協会	104	97	8	5	0
海運事業	(社)日本外航客船協会	9	9	0	0	0
<b>海廷爭未</b>	(社)日本旅客船協会	621	385	0	0	0
	日本内航海運組合総連合会	3,235	809	0	0	0
	(社)日本造船工業会	19	19	71	58	0
造船業 <sup>(注5)</sup>	(社)日本中小型造船工業会	466	466	0	0	0
<b>垣</b> 桁耒	(社)日本造船協力事業者団体連合会	1,498	1,371	15	13	0
	その他造船事業者	4	4	18	14	0
	(社)日本舶用工業会	201	168	6	4	0
舶用工業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(社)日本舟艇工業会	35	35	0	0	0
加用工未	(社)日本船舶電装協会	382	224	1	1	0
	(社)日本舶用機関整備協会	730	292	0	0	0
漁船関係	(社)大日本水産会	16(注3)	16(注3)	1	1	0
港湾運送事業	(社)日本港運協会	1,454	1,294	5	2	0
	(社)全日本航空事業連合会	72	67	0	0	0
	その他の航空運送事業者等	25	17	0	0	0
	(社)全国空港ビル協会	53	53	0	0	0
航空関係	その他の空港ビル会社等、空港会社	42	42	0	0	0
	(社)全国空港給油事業協会	38	37	0	0	0
	(財)空港環境整備協会	1	1	0	0	0
	(財)航空保安協会	1	1	0	0	0
	(社)日本倉庫協会	2,668	1,730	2	1	0
倉庫事業	(社)日本冷蔵倉庫協会	1,416	447	0	0	0
	全国トラックターミナル協会	18	18	0	0	0
45 44 T.	(社)全国通運連盟	460	309	2(注4)	2(注4)	0
貨物利用 運送事業	(社)航空貨物運送協会	124	51	0	0	0
<b>在心</b> ず木	(社)日本インターナショナルフレイトフォワーダース 協会	322	237	0	0	0
合計	_	160,474	103,149	172(注4)	130(注4)	0

注1)調査対象事業者等の中で、公表時点で有効な回答があった数です。

注2) 当該事業に際してアスベストにより疾病したと思われる方の人数です。 注3) 漁船関係の数値は、漁業を所管する農林水産省が(社)大日本水産会の傘下団体単位で集計したものです。

注4)同一の方が、貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業の両方に計上されています。合計では重複分を除いています。 注5)造船業については、7月21日に調査結果を公表済です。

# アスベストの取扱い等に係る周知依頼の発出状況

事業	発出先	周知依頼4(1)	周知依頼4(2)
鉄道車両等 製造業	(社)日本鉄道車輌工業会 信号工業協会 (社)日本鉄道電気技術協会 鉄道分岐器工業協会 日本索道工業会 その他の鉄道車両等製造業者	7月22日	8月26日
鉄軌道事業	鉄軌道事業者	7月22日	8月26日 (※)
旅客自動車	(社)日本バス協会	7月27日	8月26日(※)
運送事業	(社)全国乗用自動車連合会	7月27日	8月26日(※)
貨物自動車運送事業	(社)全日本トラック協会	7月26日	8月26日
自動車整備事業	(社)日本自動車整備振興会連合会	7月22日 8月22日	8月26日
海運事業	(社)日本船主協会 (社)日本外航客船協会 (社)日本旅客船協会	7月25日	8月26日(※)
•	日本内航海運組合総連合会	7月25日	8月26日
造船業	(社)日本造船工業会 (社)日本中小型造船工業会 (社)日本造船協力事業者団体連合会	7月15日 7月22日	8月26日
舶用工業	(社)日本舶用工業会 (社)日本舶用機関整備協会 (社)日本船舶電装協会 (社)日本舟艇工業会	7月15日 7月22日	8月26日
漁船関係	(社)大日本水産会	7月20日	8月26日
港湾運送事業	(社)日本港運協会	7月22日	8月26日
航空関係	(社)全日本航空事業連合会 その他の航空運送事業者等 (社)全国空港ビル協会 空港会社	7月28日	8月26日 <sup>(※)</sup>
	(社)全国空港給油事業協会 (財)空港環境整備協会 (財)航空保安協会	7月28日	8月26日
倉庫事業	(社)日本倉庫協会 (社)日本冷蔵倉庫協会 全国トラックターミナル協会	7月22日	8月26日
貨物利用運送業	(社)全国通運連盟 (社)航空貨物運送協会 (社)日本インターナショナルフレイトフォワーダース・協会	7月25日	8月26日

注)「8月26日(※)」とある事業においては、5頁の周知文例4(2)の(※)を付した段落の内容を、事業の実態に応じて記載しています。

# ○○事業における石綿の取扱いについて

最近、石綿を取り扱う企業の従業員等に、石綿による健康障害が発生している ことが明らかにされ、社会的な問題になっているところです。

〇〇事業における石綿の取扱いについては、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第104号)等の関係法令により規定されているところです。

貴団体におかれては、〇〇事業の健全な発展を一層推進するため、傘下会員に対して、上述の関係法令の遵守により石綿の適正な取扱いに万全を期すとともに、傘下会員に対し周知徹底方お願い申し上げます。

また、厚生労働省より石綿による健康被害防止対策への適切な対応についての依頼が別紙のとおり参りました。つきましては、石綿取扱い作業等に従事し退職した者に対する石綿障害予防規則第40条で規定する健康診断と同様の健康診断の速やかな実施、関係労働者等に対する労働安全衛生法第67条に基づく健康管理手帳及び労災補償制度等についてもあわせて周知徹底方お願い申し上げます。

#### (周知依頼4(2)の文例)

#### ○○事業における使用アスベストへの対処について

今般のアスベストの使用実態等の調査において、〇〇事業におきまして、アスベスト製品や吹付けアスベストが一部使用されている実態が把握されました。

アスベストの取扱いについては、労働安全衛生法等の関係法令遵守の指導徹底、健康管理に関する必要な情報提供に関する周知を先般お願いしたところですが、アスベストの適切な取扱いを改めて徹底する観点から、関係法令に規定する対処を各事業者において早急にとるよう、傘下会員に対し改めて周知徹底方お願い申し上げます。

(※)特に、不特定多数の方が利用する施設等において吹付けアスベストが露出している場合は、利用者の不安を払拭する観点から、除去、封じ込め、囲い込み等の適切な措置を実施するよう、傘下会員に周知徹底方お願い申し上げます。さらに、これらの対応が確実に措置されることを確認する観点から、定期的に対応状況を把握することとしますので、まずは9月末までの対応状況を報告していただくようお願いします。

注) 4頁に「8月26日<sup>(※)</sup>」とある事業においては、周知文例4(2)の(※)を付した段落の内容 を、事業の実態に応じて記載しています。

(お問合せ先)

国土交通省鉄道局 TEL 5253-8111

旧国鉄関係:

JR•国鉄清算業務監理室

- X-1/1 m-Z-E

石野(内線 40222)

鉄道車両等製造業関係:

国際業務・車両工業企画室

兵動、陶山(内線 40793)

鉄軌道事業関係:

施設課

原田(内線 40822)

平成17年8月26日

# 鉄道分野におけるアスベストの使用状況等に関する調査結果について

鉄軌道事業者(全201事業者)、鉄道車両等製造業者(79社、別紙参照)を対象として、アスベストの使用、従業員の健康障害の状況等について調査した結果がまとまりましたのでお知らせします。

#### 1. 駅

耐火被覆材等として使用された吹付けアスベストが旅客用のスペースに露出していた駅は6社6駅でした(別表1参照)。

事業者において、現状では劣化等により飛散する状態にないことが確認されていますが、囲い込み等飛散防止措置を実施することとしており、一部については措置済みです。

また、アスベストを含有している可能性のある吹付け材が旅客用のスペースに露出していた 駅は8社114駅でした(別表2参照)。

これら箇所については、事業者において、アスベスト含有の有無を成分調査により確認の上、 必要な措置を検討する予定です。

なお、昭和50年の「特定化学物質等障害予防規則」の改正により、吹付けアスベストの使用が原則禁止され、現在は駅工事において新たな使用はありません。また、建築部材の一部にアスベストを含む成形品を利用していますが、通常の使用状況ではアスベスト繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

# 2. 車両

断熱材等として吹付けアスベストが使用されている車両は、16社737両でした(別表3参照)。

15社671両については囲い込み等がなされており、残る1社66両についても、事業者において、現状では飛散する状態にないことが確認されていますが、早急に飛散防止措置が進められているところです。

なお、車両の製造現場においては、昭和40年代から吹付けアスベストの飛散防止、含有率の削減等の対策を講じてきておりましたが、昭和50年の「特定化学物質等障害予防規則」の改正により、吹付けアスベストの使用が原則禁止され、昭和63年までにすべてノンアスベスト化が図られました。またアスベストを含む製品も、現在は車両製造に使用しておりません。

# 3. 従業員の健康障害

鉄軌道事業における疾病者は、旧国鉄を含め3社8名で、このうち亡くなられた方は7名でした(別表4参照)。

鉄道車両等製造業における疾病者は、7社26名で、このうち亡くなられた方は18名でした(別表5参照)。

なお、国土交通省鉄道局においては、7月22日付けで、事業者に対して、アスベストの取扱いに係る関係法令の遵守及び健康障害防止対策への適切な対応について周知しておりますが、今後とも関係省庁と連携して、適切な対応を行うこととしております。

# 別表1 吹付けアスベスト注1)が旅客用のスペースに露出していた駅

事業者	駅名	備考
西日本旅客鉄道㈱	新大阪駅	囲い込み作業に着手
小田急電鉄㈱	町田駅	囲い込み作業に着手
名古屋鉄道㈱	神宮前駅	9月上旬に囲い込み作業に着手予定
京阪電気鉄道㈱	村野駅	8月4日に囲い込み終了
箱根登山鉄道㈱	箱根湯本駅	8月11日に囲い込み終了
立山黒部貫光㈱	黒部平駅	8月26日に囲い込み終了予定
6 社	6 駅	

- 注 1) アスベストを1%を超えて含有する吹付けロックウール、パーライト吹付け等も含みます。
- 注 2) 事業者において、現状では飛散する状態にないことが確認されています。
- 注3) 事業者の業務スペースのみに吹付けアスベストが露出していた駅は3社4駅でした。 九州旅客鉄道㈱ 2駅、 阪急電鉄㈱ 1駅、 智頭急行㈱ 1駅

別表2 アスベストを含有している可能性のある吹付け材<sup>注 1)</sup>が 旅客用のスペースに露出していた駅

事業者	駅数	駅名
東日本旅客鉄道㈱	3	大宮駅、福島駅、鼠ヶ関駅
東京地下鉄㈱	23	淡路町駅、四谷三丁目駅、新宿三丁目駅、中野坂上駅、新中野駅、荻窪駅、 中野新橋駅、中野富士見町駅、方南町駅、三ノ輪駅、入谷駅、仲御徒町駅、 秋葉原駅、茅場町駅、八丁堀駅、築地駅、東銀座駅、銀座駅、日比谷駅、 霞ヶ関駅、神谷町駅、六本木駅、広尾駅
南海電気鉄道㈱	10	粉浜駅、住ノ江駅、堺駅、堺東駅、北野田駅、岸和田駅、尾崎駅、和歌山市駅、 浅香山駅、三国ヶ丘駅
大阪府都市開発㈱	1	泉ヶ丘駅
東京都交通局	33	西馬込駅、馬込駅、中延駅、戸越駅、高輪台駅、泉岳寺駅、三田駅、新橋駅、東銀座駅、宝町駅、日本橋駅、人形町駅、浅草橋駅、蔵前駅、浅草駅、本所吾妻橋駅、芝公園駅、御成門駅、内幸町駅、日比谷駅、大手町駅、神保町駅、水道橋駅、春日駅、白山駅、千石駅、巣鴨駅、西巣鴨駅、新板橋駅、板橋区役所前駅、板橋本町駅、本蓮沼駅、志村坂上駅
横浜市交通局	11	横浜駅、高島町駅、桜木町駅、関内駅、伊勢佐木長者町駅、阪東橋駅、吉野町駅、蒔田駅、弘明寺駅、上大岡駅、港南中央駅
名古屋市交通局	20	星ヶ丘駅、妙音通駅、堀田駅、伝馬町駅、西高蔵駅、日比野駅、東海通駅、 港区役所駅、名古屋港駅、大須観音駅、上前津駅、鶴舞駅、荒畑駅、 御器所駅、川名駅、塩釜口駅、植田駅、原駅、平針駅、赤池駅
札幌市交通局	13	西28丁目駅、円山公園駅、西18丁目駅、西11丁目駅、菊水駅、東札幌駅、 北34条駅、南郷7丁目駅、南郷13丁目駅、南郷18丁目駅、大谷地駅、 ひばりが丘駅、新さっぽろ駅
8 社	114 駅	

- 注 1) 建設年次や目視等からアスベストを含有している可能性のある吹付け材について集計しています。
- 注 2) 事業者において、アスベスト含有の有無を成分調査により確認の上、必要な措置を検討する予 定です。なお、事業者において、現状では飛散する状態にないことが確認されています。
- 注 3) 事業者の業務スペースのみにアスベストを含有している可能性のある吹付け材が露出していた駅は 15社75駅でした。

北海道旅客鉄道㈱	1 駅	東日本旅客鉄道㈱	19 駅
東海旅客鉄道㈱	5 駅	九州旅客鉄道㈱	7 駅
東武鉄道㈱	1 駅	京王電鉄(株)	1 駅
京浜急行電鉄㈱	2 駅	相模鉄道㈱	2 駅
近畿日本鉄道㈱	3 駅	西日本鉄道	2 駅
横浜市交通局	1 駅	名古屋市交通局	19 駅
京都市交通局	5 駅	長野電鉄㈱	4 駅
桃花台新交通㈱	3 駅		

別表3 鉄軌道車両における吹付けアスベスト使用状況

	事業者	吹付けアスベスト 使用車両数(両)
	北海道旅客鉄道㈱	25
	東日本旅客鉄道㈱	133
JR	西日本旅客鉄道㈱	196
	四国旅客鉄道㈱	22
	九州旅客鉄道㈱	161
大手・準大手民鉄	名古屋鉄道㈱ <sup>注 2)</sup>	66
	阪神電気鉄道㈱	44
	西日本鉄道㈱	6
公営	東京都交通局	2
	長野電鉄㈱	32
	福井鉄道㈱	6
	えちぜん鉄道(株)	18
中小民鉄・その他	高松琴平電気鉄道㈱	1
	熊本電気鉄道㈱	10
	京福電気鉄道㈱	2
	阪堺電気軌道㈱	13
合 計	16 社	737 両

- 注 1)吹付けアスベストが使用されている車両 737 両のうち、671 両については、囲い込み等がなされていることが事業者により確認されています。
- 注 2) 名古屋鉄道㈱の吹付けアスベストが使用されている 66 両については、一部囲い込みがなされていない部分がありますが、現状では飛散する状態にないことが事業者により確認されています。なお、66 両のうち 12 両については、廃車予定であり現在使用されていません。残る 54 両については、念の為、9月末までに飛散防止措置を実施する予定です。

別表4 鉄軌道事業における従業員のアスベストによる健康障害の状況

事業者名	事業所名	所在地	疾病者 数(人)	うち死亡 者数(人)	従事した作業
東日本旅客 鉄道㈱	長野総合車両 センター	長野県長野市	1	1	ブレーキ部品製造及び車両 解体
西武鉄道㈱	所沢車両工場 (平成 12 年 6 月廃止)	埼玉県所沢市	1	1	車両の保守
	向日町運転所	京都府向日市	1	1	車両の修理
	品川電車区	東京都品川区	1	1	車両の修理
日本国有鉄道	大船工場	神奈川県鎌倉市	2	2	車両電気系統の整備・点検 車両室内の解装
	苗穂工場	北海道札幌市	1	0	蒸気機関車の蒸気管の保守
	鷹取工場	兵庫県神戸市	1	1	蒸気機関車のボイラーの配 管工事
合 計			8	7	

注 1) 従業員の家族、周辺住民等への健康障害についての報告はありませんでした。

別表5 鉄道車両等製造業における従業員のアスベストによる健康障害の状況

事業者名	事業所名	所在地	疾病者 数(人)	うち死亡 者数(人)	従事した作業
富士重工業㈱	宇都宮事業所(撤退)	栃木県宇都宮市	2	1	
日本車輌製造㈱	蕨製作所(閉鎖)	埼玉県川口市	1	1	
東急車輛製造㈱	横浜製作所	神奈川県横浜市	2	1	
近畿車輛㈱		大阪府東大阪市	6	5	鉄道車両の製造
アルナエ機㈱	尼崎工場(閉鎖)	兵庫県尼崎市	1	1	
川崎重工業㈱	兵庫工場	兵庫県神戸市	13	8	
㈱日立製作所	笠戸事業所	山口県下松市	1	1	
		26	18		

注 1) 従業員の家族、周辺住民等への健康障害についての報告はありませんでした。

- 注3) 各社とも鉄道関係製造部門のみ集計しました。
- 注4) 富士重工業㈱は、平成15年3月で鉄道車両製造業から撤退しました。
- 注 5) 日本車輌製造㈱については、昭和 47 年 3 月で蕨製作所を閉鎖しました。
- 注 6) アルナ工機㈱は平成 14 年 3 月に解散し、アルナ車両㈱に営業譲渡しました。尼崎工場は平成 16 年 3 月まで操業していました。

注 2) 死亡者はすべて中皮腫によります。

注 2) 死亡者はすべて中皮腫によります。

# 調査対象名簿(鉄道車両等製造業者)

#### (社)日本鉄道車両工業会(38社)

曙ブレーキ工業株 アルナ輸送機用品㈱ N T N(株) カヤバ工業(株) 川崎重工業㈱ 近畿車輛㈱ 小糸工業(株) 光洋精工㈱ コマツディーゼル㈱ 神鋼電機㈱ 鈴木合金(株) 住友金属工業㈱ 住友精密工業(株) 東急車輌製造㈱ ナブテスコ㈱ 東洋電機製造㈱ 新潟トランシス㈱ 日本軽金属㈱ 日本車輌製造㈱ 日本精工㈱ 富士電機システムズ(株) 三菱重工業㈱ 三菱製鋼㈱ 三菱電機㈱ 森尾電機㈱ 八幡電気産業㈱ ㈱工進精工所 株)五光製作所 (株)テシカ ㈱東芝 (株)中村自工 (株)成田製作所 (株)日立ニコトランスミション (株)不二越 ㈱日本製鋼所 ㈱日立製作所

(米コタカ製作所 (株) 機渡辺工業 (日本信号(株) \* (株) 京三製作所) \*

#### 信号工業協会(16社)

信号器材㈱ 大同信号(株) 東邦電機工業㈱ 日本産業(株) ㈱一誠電気製作所 (株)大館製作所 日本信号(株) 吉原鉄道工業㈱ (株)三工社 (株)テツコン (株)木内製作所 ㈱京三製作所 (株)てつでん ㈱中田製作所 ㈱西村電工 (有)トーケン

(㈱峰製作所)※

#### (社)日本鉄道電気技術協会(11社)

 旭電機㈱
 三和テッキ㈱
 泰平工業㈱
 電鉄工業㈱

 那須電機鉄工㈱
 日本架線工業㈱
 八千代工機㈱
 ㈱浅羽製作所

(株)シントーコー (株)菅沼製作所 (株)電業

#### 鉄道分岐器工業協会(7社)

関東分岐器㈱ 九州鉄道機器製造㈱ 鉄道機器㈱ 大和軌道製造㈱

(株)スミハツ (株)関ケ原製作所 (株)峰製作所

#### 日本索道工業会(4社)

安全索道㈱ JFE メカニカル㈱ 東京索道㈱ 日本ケーブル㈱

#### その他関係協会未加入等(3社)

アルナ車両㈱ 富士重工業㈱(事業撤退) 武庫川車両工業㈱(廃業)

\*は信号工業協会にも所属

※は鉄道分岐器工業協会にも所属

(お問合せ先)

- 〇旅客自動車運送事業関係 国土交通省自動車交通局旅客課 堤、太田 TEL 5253-8111(内41-223)
- 〇貨物自動車運送事業関係 国土交通省自動車交通局貨物課 高田、小野 TEL 5253-8111(内41-323)
- 〇自動車整備事業関係 国土交通省自動車交通局技術安全部整備課 野津、岡 TEL 5253-8111(内42-402,42-424)

平成17年8月26日

# アスベストによる健康被害等の状況に関する調査について (自動車交通分野)

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、自動車整備事業者を対象として、アスベストの使用状況、従業員の健康被害の状況等について調査した結果が まとまりましたのでお知らせいたします。

#### 1. 調査内容

#### (1)調査対象及び回答数

以下の関係団体の会員事業者

以 I 以						
団体名	対象事業者数	回答数				
(社)日本バス協会	2, 235	2, 013				
(社)全国乗用自動車連合会	6, 633	6, 437				
(社)全日本トラック協会	51, 364	272				
(社) 日本自動車整備振興会連合会	85, 948	85, 948				
合計	146, 180	94, 670				

#### (2)調査項目

- アスベストの使用(運送)状況、従業員のアスベストとの接触機会
- ・従業員等のアスベストによる健康被害の状況等

#### 2. 調査結果

#### (1)旅客自動車運送事業

- ①アスベストの使用状況、従業員のアスベストとの接触機会
  - ・ブレーキライニング等アスベストを含む製品が車両に使用されているが、部品の交換や車両の代替により、アスベストを含む製品が使用される車両は少なくなってきていると考えられる。
  - ・営業所や車庫の天井等に吹き付けアスベスト等が使用されている場合が ある。
  - ・整備作業時にアスベストと接触している可能性がある。
- ②従業員等のアスベストによる健康被害の状況等
  - ・従業員及びその家族について、バス事業者及びタクシー事業者からは、

明らかに事業と関係すると思われる健康被害についての報告はなかった。

・周辺住民の健康被害についての報告はなかった。

#### (2) 貨物自動車運送事業

- ①アスベストの運送状況、従業員のアスベストとの接触機会
  - ・過去又は現在、運転手、荷扱手、整備士等の従業員が何らかの形でアス ベストとの接触機会があった事業者は209事業者(平成17年8月26日現 在)
  - ・トラック事業者は、アスベストを扱う工場や建築現場等へ建築材や建築 廃材等の運送を行っていた。
- ②従業員等のアスベストによる健康被害の状況等
  - ・従業員(元従業員を含む)のアスベストに起因すると思われる疾病者数は2名。(平成17年8月26日現在)
  - ・そのうち亡くなられた方は、2名(うち中皮腫により亡くなられた方は2名)。
  - ・疾病者のうち労災認定を受けているのは2名。
  - ・従業員の家族、周辺住民への健康被害についての報告は無かった。
  - ・事業場ごとの健康被害の状況は、次表のとおり。

事業場名	都道 府県	疾病者数	うち死亡者	うち中皮腫
日本通運㈱王寺営業所	奈良県	. 1	1	1
日本通運㈱尼崎港支店	兵庫県	1	1	1
合計		2	2	2

(平成17年8月26日現在 (社)全日本トラック協会調べ)

#### (3)自動車整備事業

- ①アスベストの使用状況、従業員のアスベストとの接触機会
  - ・接触機会については、\*自動車のブレーキ及びクラッチの分解、整備、 脱着等の作業の際にあったとの報告がある。しかし、労働省労働基準局 長(当時)より、昭和53年9月28日付基発第54号によって「自動車のブ レーキドラム等からのたい積物除去作業について」通達が発せられてお り、整備作業中に石綿粉塵に暴露する機会を減らすための対策が講じら れている。

# (\*:参考)

自動車においては、ブレーキライニング、ブレーキパッド、クラッチフェーシング、断熱材等に石綿材部品が使われてきたが、(社)日本自動車工業会の自主規制により、平成8年10月以降の国内向け生産自動車については非石綿材部品への切り替えを完了した。現在使用されている石綿材部品はかなり少なくなってきているものと思われる。

# ②従業員等のアスベストによる健康被害の状況等

- ・従業員(元従業員を含む)のアスベストに起因すると思われる疾病者数は、9名。
- ・そのうち亡くなられた方は、4名(うち中皮腫により亡くなられた方は4 名)。
- ・疾病者のうち労災認定を受けているのは3名。
- ・従業員の家族、周辺住民への健康被害についての報告は無かった。
- ・事業場ごとの健康被害の状況は、次表のとおり。

事業場名	都道	疾病者数		10
	府県		うち死亡者	
				うち中皮腫
島森モータース	茨城県	1	1	1
ダイハツ東京販売	東京都	1	1	1
安斉自動車工業所	神奈川県	1	1	1
北陽オートサービス	石川県	1	0	0
産女自動車	静岡県	1	0	0
伸明自動車	徳島県	1	0	0
ジェイエイ香川オートサービス	香川県	1	0	0
JA香川県	香川県	1	1	1
惣川自動車工業	愛媛県	1	0	0
合計		9	4	4

(平成17年8月26日現在 (社)日本自動車整備振興会連合会調べ)

# 3. 当省の対応

7月22日以降順次、(社)日本バス協会、(社)全国乗用自動車連合会、(社)全日本トラック協会、(社)日本自動車整備振興会連合会に対し、労働安全衛生法等の関係法令の遵守によるアスベストの適正な取扱い、アスベストによる健康障害防止対策への適切な対応について、傘下会員への周知徹底を図るよう依頼したところである。

引き続き、関係省庁や関係団体と連携しつつ、必要な対応を進めていくこととする。

お問合わせ先(代表 tel 03-5253-8111)

国土交通省海事局企画課 伊崎・小川(内線 44422, 44435)

外航課 印南・風巻 (内線 43361, 43342)

国内旅客課 片山・峯 (内線 43402, 43412) 国内貨物課 今井・猿田(内線 43502, 43514)

舶用工業課 金子・森吉(内線 43822, 43844) 船員労働環境課 岩川・常盤(内線 45202, 45253)

平成17年8月26日国土交通省海事局

# 海事関係業界に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

海事局では、海運・舶用工業界等におけるアスベスト製品の使用状況、従業員等の健康被害における実態を把握するため、関係業界団体を通じて団体傘下会員に対する実態調査を行ったところ、次のとおり取りまとめた。

# 1. 調査結果の概要

# (1) 調査対象及び回答数

# ① 海運事業:以下の関係4団体に所属する事業者

団体名	会員数	回答数	備考
(社)日本船主協会	104	97	主に外航海運業を営む事業者
(社)日本外航客船協会	9	9	外航旅客船事業を営む事業者
(社)日本旅客船協会	621	385	国内旅客船事業を営む事業者
日本内航海運組合総連	3235	809	内航海運業を営む事業者(旅客船
合会			事業は含まれない)
計	3969	1291	(延べ回答数。重複会員による重複
			回答あり)

# ② 舶用工業:以下の関係4団体に所属する事業者

団体名	会員数	回答数	備考
(社)日本舶用工業会	201	168	舶用製品の製造を行う事業者
(社)日本舟艇工業会	35	35	舟艇の製造を行う事業者
(社)日本船舶電装協会	382	224	船内の電装工事を行う事業者
(社)日本舶用機関整備	730	292	舶用機関の整備を行う事業所
協会			
計	1348	719	

#### ③ 漁業(漁船員)関係:

農林水産省所管の水産業に関し、海事局は漁船員に係る労働環境行政を所管する立場から、農林水産省と連名で、大日本水産会を通じて、傘下漁業団体等におけるアスベスト健康被害状況について調査した。

団体名	傘下団体数	回答数	備考
(社)大日本水産会	16	16	

#### (2) 回答結果

① 海運事業(詳細は別添①~③)

# [船員・従業員の健康被害状況]

(社)日本船主協会会員の3事業者から、合計8名の疾病者(うち、死亡者5名)が確認された(いずれも退職船員)。(社)日本外航客船協会、(社)日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会傘下の会員からは、健康被害についての報告は無かった。また、従業員の家族や周辺住民への健康被害についての報告も無かった。

#### [所有船舶におけるアスベスト使用状況]

船舶における吹き付けアスベストの使用実態についての報告は無かった。一方、機関室内の排気管、断熱材、煙突等において、アスベスト含有製品が使われているとの報告があった。

#### [事務者所有のターミナルにおけるアスベスト使用状況]

事業者自らが所有している旅客ターミナルにおいて吹き付けアスベストが使用されているとの報告は無かった。

#### ② 舶用工業(詳細は別添④)

#### [従業員の健康被害状況]

従業員(元従業員を含む)の 疾病者は7名(うち、死亡者5名)。従業員の家族や周辺住民への健康被害についての報告は無かった。

#### ③ 漁船員(詳細は別添⑤)

1名の疾病者(既に死亡、退職船員)が確認された。これ以外の健康被害等の報告は無かった。

#### 2. 当方の対応

#### (1) 関係法令遵守等の周知(済)

- ・ 7月15日以降順次、各団体に対し、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の石綿関係法令遵守について、傘下会員へ周知するよう依頼した。
- ・ 厚生労働省からの依頼を受け、7月22日以降順次、各団体に対し、アスベスト取り扱い作業等に従事し退職した者に対する無料健康診断の速やかな実施、健康管理手帳・労災補償制度等の周知等について、傘下会員へ周知するよう依頼した。(船員であった者の扱いについては次項参照)

#### (2) 船員であった者に対する健康管理制度の導入の検討

・ 船員であった者について、アスベストを取り扱う業務に係る健康管理制度(無料健康 診断を含む)を平成17年中に導入するために、船員保険事業を所掌する社会保険庁と 共同で必要な作業を進めている。

#### (3) 船舶におけるアスベスト製品の新規全面使用禁止に向けての検討

アスベスト含有製品の船舶における新規使用は船舶安全法により原則禁止されているところである。

また、平成10年7月1日以降、船舶安全法により型式承認された防火用材料について調査したところ、アスベストは使用されていないことが判明した。

・ 例外的に使用を認めているものについても、全面禁止に向けた代替化促進を検討する。

# 外航海運業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

#### 1. 調査内容

(1)調査対象

(社)日本船主協会(104社)及び(社)日本外航客船協会(9社)の会員事業者

(2)回答数

(社)日本船主協会 97社(回答率93%)、(社)日本外航客船協会 9社(回答率100%)

(3)調査項目

船員のアスベストによる健康被害、船舶におけるアスベスト製品の使用状況等

# 2. 調査結果

(1)船員の健康被害状況

船員(元船員を含む)のアスベストによる疾病者数は、8名。そのうち亡くなられた方は5名(うち中皮腫によるもの3名)

日本郵船(株) 死亡者3名(うち労災申請中1名)

疾病者3名(全て労災申請中)

川崎汽船(株):死亡者1名第一中央汽船(株):死亡者1名

(2)船舶におけるアスベストの使用状況

船舶においては、平成14年7月以降、石綿を含む材料の使用が原則禁止されたが、一部の現存船において、係船機等のブレーキライニング、配管のパッキン等にアスベストを含む製品が使用されている。

# 国内旅客船事業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

# 1. 調査内容

(1) 調査対象

(社)日本旅客船協会に所属する事業者 621者

(2) 回答数

385者(回答率62.0%)

- (3) 調査項目
  - 船員、従業員等の健康被害の状況等
  - アスベスト製品の使用状況、船員、従業員のアスベスト製品との接触機会

#### 2調査結果

- (1) 健康被害
  - ・ 船員、従業員(元船員、元従業員を含む。)のアスベストによる疾病者についての報告は無かった。
  - また、船員、従業員の家族、周辺住民への健康被害についての報告も無かった。
- (2) アスベストの使用状況・接触機会の概要
  - ・ 船舶においては、主機排気管、機関室断熱材、煙突等にアスベストを含む製品 が使用されていた。
  - 事務所においては、天井や屋根にアスベストを含む建材が使用されていたり、 また、人の出入りがない屋根裏やポンプ室内の壁に直接吹き付けられているとの 報告があった。
  - ・ ターミナルにおいては、アスベストを含む建材の使用又は直接吹き付つけているとの報告は無かった。
  - ・ 接触機会については、船舶では主機修理・整備時や断熱材交換時にあるとの報告があり、事務所では直接接触する機会があるとの報告は無かった。

# 内航海運業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

# 1. 調査内容

- (1)調査対象:(日本内航海運組合総連合会会員事業者)
  - ·事 業 者···3. 235社

#### (2)回答数:

- ·事 業 者··· 809社(回答率25.0%)
- ·船 員 等···9. 830人(45. 7%)

# (3)調査項目:

船員のアスベストによる健康被害、船舶におけるアスベスト製品の使用状況等

#### 2. 調査結果

(1)健康障害状況等

船員(元船員)のアスベストによる疾病者についての報告はなかった。

#### (2)船舶におけるアスベストの使用状況

船舶においては、平成14年7月以降、石綿を含む材料の使用が原則禁止されたが、多くの 船舶において、機関室、甲板機械、エンジン周辺の排気管、配管のパッキン、加熱パイプ等に アスベストを含む製品が使用されているとの報告があった。

#### 舶用工業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

# 1. 調査内容

#### (1)調査対象

調査の依頼先	調査対象数	回答数
(社)日本舶用工業会	201 社	168 社
(社)日本舟艇工業会	35 社	35 社
(社)日本船舶電装協会	382 社	224 社
(社)日本舶用機関整備協会	730 事業所	292 事業所

#### (2)調查項目

- ①従業員等の健康被害の状況
- ②石綿含有製品の使用状況
- ③従業員の石綿含有製品との接触機会

# 2. 調査結果

- (1)従業員等の健康被害の状況
  - ・ 従業員(元従業員を含む)の石綿による疾病者数は7名で、そのうち亡くなられた方は5名であった。(別紙参照)
  - ・ 従業員の家族、周辺住民への石綿による健康被害についての報告は無かった。

#### (2)石綿含有製品の使用状況

以下の場所における石綿を含む製品の使用が確認された。

- 〇舶用内燃機関
- ・ エンジン排気管、タービン車室等の断熱・防熱材
- エンジン(船外機を含む)に組み込まれているパッキン(又はガスケット)
- 〇舶用ボイラ
- ボイラ、排ガスエコノマイザーに組み込まれているパッキン
- ボイラ、排ガスエコノマイザーの断熱材
- 〇舶用補助機械
- ポンプ、空調機、冷凍機、油こし器、熱交換機等に組み込まれているパッキン
- ブレーキ付き電動機のブレーキライニング
- ・ 発電機、電動機、配電盤等の電線
- 〇係船 · 荷役機械
- 揚錨機、クレーン等のブレーキライニング、クラッチライニング
- ・ 揚錨機、クレーン等に組み込まれているパッキン

# ○軸系及びプロペラ

- プロペラ用シートパッキン
- 減速装置に組み込まれているパッキン

#### ○航海用機器

- 信号探照灯の反射鏡押さえ
- ・ 汽笛(スチームホーン)の保温材

#### ○ぎ装品

- バルブに組み込まれているパッキン
- イナートガス装置に組み込まれているパッキン
- ・ 防火戸の内部補強材及びパッキン
- ・ 圧力、温度スイッチ等の取付に用いられるパッキン
- ・ 油水分離器、汚水処理装置、焼却炉に組み込まれているパッキン
- ・ 天井灯の遮熱板

# 〇その他

- ・ エアータンク等のマンホール部に用いられるパッキン
- ・ 防爆形携帯電灯に組み込まれているパッキン

#### (3)従業員の石綿含有製品との接触機会

以下の作業において石綿との接触機会が確認された。

- ① エンジンの配管、部品の接続等に用いられる石綿を含むパッキン(ガスケット)の取付又は 交換作業
- ② エンジン排気管等の断熱や保温のために、石綿を含む断熱材を被覆又は補修する作業
- ③ 係船・荷役機械に用いられる石綿を含むブレーキライニングの取替作業
- ④ 石綿を含むパッキン、断熱材の切断等の加工作業
- ⑤ 吹き付け石綿防熱材近傍での電線の布設作業
- ⑥ ②の作業が行われている近傍での電線の布設作業

舶用工業事業者に係る石綿被害の発生状況(舶用工業部門)

うち療養者数 学派製宏帯源	中皮種 じん肺 ハベドル	1 0 認定済	0 0 弱定済	1 0 申請中	0 0 認定済	2 0
			0	1	0	2
数	中皮種 じん肺	0	0	0	0	0
うち死亡者数	中皮種	0	4	0	1	5
5		0	4	0	1	5
石綿疾病者数	(수計)	1	4	1	1	7
拌川半		広島市	中種王	尼崎市	塩釜市	
面均果煤	NE CLEAN	広島県	倒山県	计車迁	宮城県	
本語素	+ *// +	大洲工場	玉野事業所	尼崎工場	ı	
車業差名	<del>,</del>	(株)シンコー	三井造船㈱	トンマー様 ※1	塩釜船舶無線㈱ ※2	粉計
田休名	<del>.</del>		(社) 日本舶用工業会		(社) 日本船舶電装路会	

※1 他に中皮腫による死亡者5名の報告もあったが、石綿との因果関係は不明であり、健康被害が自社業務によるものかどうか療養者も含めて総合的に調査中とのこと。

※2.塩釜船舶無線㈱の従業員は、造船所において、他の事業者が石綿を使用して行う船舶の配管工事の近傍にて、電線の布設作業を行っていた際に石綿に接触した可能性が高い。

(別紙3-別添⑤) 平成17年8月26日 水 産 庁 国土交通省海事局

#### 漁船員における石綿健康被害の状況等に関する調査について

#### 1. 調査の目的・経緯

漁船員の健康被害及び漁船における石綿含有製品の使用状況の実態を緊急に把握し、今後の取組みに資することを目的に、国土交通省及び農林水産省は、(社)大日本水産会を通じ調査を実施した。

#### 2. 調査内容

(1) 調査対象

大日本水産会傘下の16漁業団体等(船員法が適用される漁船及びその漁船員)

- (2) 調査回答
  - 16漁業団体等
- (3) 調査項目
  - ① 漁船員及びその家族の健康被害の状況
  - ② 石綿製品の漁船への使用状況

# 3. 調査結果

(1) 健康被害

現時点での報告によれば、石綿被害による疾病者は1名(日本水産(株)・中皮腫により死亡、労災適用済)。

これ以外の健康被害の報告はなかった。

(2) 石綿製品の漁船への使用状況

配管の断熱材、配管のパッキン、係船機等のブレーキライニング等(なお、平成14年7月 以降に起工される船舶については石綿製品の使用が原則禁止されている。また、原則禁止 となる以前から代替品への切替えが進められていたところ。)

#### 4. 対応

- (1) 石綿による健康被害については、関係省庁が密接に連携を取り対応しているところであり、国土交通省海事局及び社会保険庁から7月20日付で(社)大日本水産会に対し、船員の健康障害防止等を一層推進するため、船員法に基づく船員労働安全衛生規則等の関係法令の遵守等について傘下会員へ周知するよう依頼した。
- (2) 今回の調査結果については、関係団体に周知するとともに、石綿の適切な取扱いを改めて徹底した。
- (3) 水産庁としては、今回調査対象となっていない小型漁船について、改めて注意喚起を行うとともに、健康被害の有無について照会したところである。

本件については、引き続き関係省庁や関係団体との連携を図りつつ対応していくこととしている。

# 調査対象団体 ((社) 大日本水産会会員)

- (社)海外まき網漁業協会
- (社)全国沖合いかつり漁業協会
- (社)全国大型いかつり漁業協会

全国かじき流網漁業者協会

全国漁業協同組合連合会

- (社)全国近海かつお・まぐろ漁業協会
- (社)全国さんま漁業協会
- (社)全国底曳網漁業連合会
- (社)全国まき網漁業協会
- 日本遠洋旋網漁業協同組合
- 日本鰹鮪漁業協同組合連合会
- 日本小型捕鯨協会
- (社)日本定置漁業協会
- (社)日本トロール底魚協会

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会

共同船舶 (株)

(お問合せ先) 国土交通省港湾局港湾経済課

佐野、佐溝 TEL 5253-8111(内46812、46846)

平成17年8月26日

# アスベストによる健康被害等の状況に関する調査について (港湾運送事業)

# 1. 調査内容

(1)調查対象

社団法人 日本港運協会 傘下会員のうち1,454社

- (2)調査項目
  - 石綿の荷役取扱状況及び職場における石綿との接触機会
  - ・従業員(過去に従事していた者を含む)及びその家族の石綿疾病状況
  - ・周辺住民の石綿疾病状況

# 2. 調査結果

(1)回収率

89%(上記1,454社中1,294社)

- (2) 石綿の荷役取扱状況及び職場における石綿との接触機会
  - ・過去、石綿の荷役を行っていた港湾運送事業者は、11港81社との報告があった。

(東京、横浜、川崎、名古屋、清水、四日市、大阪、舞鶴、神戸、高松、関門港)

- ・現在、石綿の荷役を行っている港湾運送事業者に関する報告は無かった。
- ・現在、職場における石綿との接触機会がある港湾運送事業者は、10港2 1社との報告があった。

(宮古、東京、横浜、名古屋、清水、大阪、神戸、東播磨、関門、運天港)

・過去、職場における石綿との接触機会があった港湾運送事業者は、12港 47社との報告があった。

(宮古、東京、横浜、川崎、名古屋、清水、四日市、大阪、神戸、東播磨、関門、運天港)

- (3)従業員(過去に従事していた者を含む)及びその家族の石綿疾病状況
  - ・従業員のアスベストによる疾病者数は、5名との報告があった。 (東京、名古屋、大阪、神戸港)
  - ・上記の疾病者数のうち亡くなられた方は、2名との報告があった。 (東京、神戸港)
  - ・従業員の家族のアスベストによる疾病者についての報告は無かった。
- (4) 周辺住民の石綿疾病状況
  - ・周辺住民の石綿による疾病についての報告は無かった。

(お問合わせ先)

国土交通省航空局 電話 03-5253-8111 (代表)

調査全般 : 航空企画調査室 清水、小野(内線 48186)

航空運送事業等関係 : 航空事業課 谷口、村山(内線 48527)

旅客ターミナルビル他:管理課 杉浦、手島(内線 49112)

平成17年8月26日国土交通省航空局

航空分野におけるアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について

#### 1. 調査内容

(1) 調査対象:以下の団体に所属する事業者等

(社)全日本航空事業連合会 会員72社

(社)全国空港ビル協会 会員53社

(社)全国空港給油事業協会 会員38社

(財) 空港環境整備協会

(財) 航空保安協会

- ※ このほか、航空運送事業者等25社、空港ビル会社等39社、空港会社3社に 対して調査を実施した。
- (2)回答数:218(回答率:94.0%)
- (3)調査項目:
  - ・従業員等の健康被害の状況等
  - ・アスベストの使用状況、従業員のアスベスト製品との接触機会

#### 2. 調査結果

- (1)健康被害
  - ・従業員、従業員の家族、周辺住民への健康被害についての報告はなかった。
- (2) アスベストの使用状況・接触機会の概要
  - (ア)航空運送事業等関係
    - ・航空機においては、旅客室内にはアスベスト含有部品は使用されていない。 エンジン部品やブレーキ部品にはアスベスト含有製品が使用されている機材 もあるものの、部品交換時等にアスベスト非含有製品への交換が行われており、 点検・整備時においても、これらの部品自体は非飛散性であるため吸い込むお それはないとの報告であった。
    - ・格納庫等の施設においては、一部の天井や外壁にアスベストを含む製品が使用 されていたり、天井に直接吹き付けられている場合もあるものの、基本的に飛

散防止措置等が講じられている。(なお、飛散防止措置が講じられていない施設を有する事業者やサンプル分析等を実施中の事業者からは、全面撤去や封じ込め措置等を検討中との報告を受けている。)

#### (イ) 旅客ターミナルビル

・全国95空港の旅客ターミナルビルにおいて調査した結果、旅客動線上においてアスベストが吹き付け使用されている空港は大阪国際、長崎、鹿児島、広島西の4空港であった。

これらの4空港のうち、鹿児島を除く3空港においては、封じ込め等により飛散防止措置が既に講じられている。鹿児島空港についても、平成17年8月アスベスト濃度の測定を行い、粉じんが飛散している状況にはないことを確認しているが、囲い込み工事に着手し9月中旬までに飛散防止措置を講ずることとしている。

なお、旅客動線上以外の場所においてアスベストが吹きつけ使用されている空港は上記4空港を含め10空港あり、そのうち8空港については既に飛散防止措置が講じられており、残り2空港においても今後速やかに飛散防止措置を講ずる予定。

※その他の事業については、基本的にアスベストの使用及び接触機会はない。 (なお、自社事務所においてアスベストが吹きつけ使用されている箇所の報告 はあるが、飛散防止措置が講じられているとのことであった。)

# 3. 今後の対応

・7月28日付けで、業界団体等を通じて各事業者に対し、労働安全衛生法等の石綿の取扱に係る関係法令の遵守及び石綿による健康障害防止対策への適切な対応について周知しているところであるが、各事業者が適切な対応策をとるよう、今後とも関係省庁や関係団体と連携を図りつつ対応していく。

(お問合せ先)

国土交通省総合政策局 貨物流通施設課

澤本·杉山 TEL 5253-8111(内25344)

平成17年8月26日

# アスベストによる健康被害等の状況に関する調査について (倉庫事業)

# (日本倉庫協会分)

- 〇 調査数 2,668
- 回答数 1,795(うち回答内容不明 65) 回答率 67.3%
- 〇 有効回答1,730

# 1 回答会社施設における石綿の使用状況

項目	回答数	構成比%
イ 石綿を使用している施設がある(露出部分有り)	209	12.1%
ロ 石綿を使用している施設がある(被覆済)※	125	7.2%
ハ 過去に使用していた	5 1	3.0%
ニ 現在も過去も使用していない	1,345	77.7%
合計	1,730	100.0%

<sup>※</sup> 口の回答の中にはスレート屋根、壁に石綿を含有するものを含む

# 2. 回答会社従業員の石綿との接触機会の有無

項目	回答数	構成比%
イ 石綿を吸込む可能性がある	142	8.2%
ロ 過去に吸込む機会があった	150	8.7 %
ハ ない	1,438	83.1%
合計	1,730	100.0%

# 3. 従業員またはその家族で、回答会社で使用していた石綿に起因すると思われる疾病者の有無

	項目	回答数	構成比%
1	疾病者がいる	2	0.1 %
	疾病者はいない	1,590	91.9%
/\	不明	138	8.0%
	合計	1,730	100.0%

#### 【疾病者の内容】

- ・上記2社の所在地は、兵庫県尼崎市及び愛知県海部郡
- ・ともに疾病者は従業員で各1名
- ・そのうち亡くなられた方は、愛知県の従業員1名

# 4. 回答会社の周辺住民で、回答会社使用の石綿に起因すると思われる疾病者の有無

	項目	回答数	構成比%
1	疾病者がいる	0	0 %
	疾病者はいない※	1,730	100%
	合計	1,730	100%

<sup>※ 「</sup>疾病者はいない」は、不明を含む

# (日本冷蔵倉庫協会分)

- 〇 調査数1,416
- 〇 回答数 492(うち回答内容不明 45)回答率 34.7%
- O 有効回答 447

# 1 回答会社施設における石綿の使用状況

項目	回答数	構成比%
イ 石綿を使用している施設がある(露出部分有り)	12	2.7%
ロ 石綿を使用している施設がある(被覆済)※	66	14.8%
ハ 過去に使用していた	4	0.9%
ニ 現在も過去も使用していない	365	81.6%
合計	447	100.0%

<sup>※</sup>使用部分:スレート、屋根、床、壁に石綿を含有するものを含む

# 2. 回答会社従業員の石綿との接触機会の有無

	項目	回答数	構成比
1	石綿を吸込む可能性がある	27	6.1%
	過去に吸込む機会があった	6	1.3%
/\	ない	394	88.1%
=	不明	20	4.5%
	合計	447	100.0%

# 3.疾病者の内容

	項目	回答数	構成比
1	疾病者がいる	0	0.0%
	疾病者はいない	447	100.0%
	合計	447	100.0%

# 4. 回答会社の周辺住民で、回答会社使用の石綿に起因すると思われる疾病者の有無

項目		回答数	構成比%
1	疾病者がいる	0	0%
	疾病者はいない※	447	100%
	合計	447	100%

<sup>※ 「</sup>疾病者はいない」は、不明を含む

(ターミナル分)

- 〇 調査数 18社
- 〇 回答数 18社 回答率 100%
- 〇 有効回答

# 1 回答会社施設における石綿の使用状況

項目	回答数	構成比%
イ 石綿を使用している施設がある(露出部分有り)	0	0 %
ロ 石綿を使用している施設がある(被覆済)※	1 4	77.8%
ハ 過去に使用していた	0	0 %
ニ 現在も過去も使用していない	4	22.2%
合計	18	100.0%

<sup>※</sup> 口の回答の中にはスレート屋根、壁に石綿を含有するものを含む

# 2 回答会社従業員の石綿との接触機会の有無

	項目	回答数	構成比%
1	石綿を吸込む可能性がある	0	0 %
	過去に吸込む機会があった	0	0 %
/\	ない	18	100.0%
	合計	18	100.0%

# 3 従業員またはその家族で、回答会社で使用していた石綿に起因すると思われる疾病者の有無

項目		回答数	構成比%	
1	疾病者がいる	0	0 %	
	疾病者はいない	18	100.0%	
合計		18	100.0%	

# 4. 回答会社の周辺住民で、回答会社使用の石綿に起因すると思われる疾病者の有無

項目		項目 回答数	
1	疾病者がいる	0	0%
	疾病者はいない※	18	100%
合計		18	100%

※ 「疾病者はいない」は、不明を含む

(お問合せ先)

国土交通省総合政策局 複合貨物流通課

岩田·山田 TEL 5253-8111(内25413)

平成17年8月26日

# アスベストによる健康被害等の状況に関する調査について (貨物利用運送事業)

#### 1. 調査内容

(1)調査対象(平成17年8月26日現在)

団 体 名	調査対象数	回答数
(社)全国通運連盟	460 事業所	309 事業所
(社)航空貨物運送協会	124 社	51 社
(社)日本インターナショナル フレイト フォワーダーズ協会	322 社	237 社

# (2)調査項目

- ・アスベストの運送状況、従業員のアスベストとの接触機会
- 従業員等の健康被害の状況等

#### 2. 調査結果

- (1) アスベストの運送状況、従業員のアスベストとの接触機会
  - ① アスベストの運送状況
    - 〇(社)全国通運連盟

項目	回答数
過去又は現在、石綿を取り扱ったことがある	1 0
過去も現在も、石綿を取り扱ったことがない	168
石綿を取扱ったことがあるか不明である	1 3 1
合 計	309

#### 〇(社) 航空貨物運送協会

項目	回答数
過去又は現在、石綿を取り扱ったことがある	4
過去も現在も、石綿を取り扱ったことがない	4 5
石綿を取扱ったことがあるか不明である	2
合 計	5 1

過去又は現在、石綿を取り扱ったことがあると回答した4社については、石綿そのものを運送したものでなく、梱包された機械 部品等を運送したものである。

# 〇(社)日本インターナショナル フレイト フォワーダーズ協会

項目	回答数
過去又は現在、石綿を取扱ったことがある	2 2
過去も現在も、石綿を取扱ったことがない	170
石綿を取扱ったことがあるか不明である	4 5
合 計	237

# ② 従業員のアスベストとの接触機会

貨物利用運送事業は、基本的に他の運送事業者の運送を利用して貨物の運送を行うことから、事業の性格上、自ら実運送(他に委託しないで運送事業者が自ら使用、運航する運送機関により行う貨物の運送)を行わない事業者がおり、このような事業者においては、直接アスベストに接触する機会はないが、自ら実運送を行う事業者にあっては、集荷・配達あるいは梱包等の荷役に携わることがあることから、直接あるいは間接的に荷物であるアスベストやアスベスト関連製品に触れる機会がある。

#### (2)従業員等の健康被害の状況

# 〇(社)全国通運連盟

	項目	回答数
1	疾病者がいる	2
П	疾病者がいない	307
	 合 計	309

#### 疾病者の状況(平成17年8月26日現在)

次が1000000000000000000000000000000000000				
事業所名	都道府県	疾病者数		
			うち死亡者	
				うち中皮腫
日本通運(株)王寺営業所	奈良県	1	1	1
日本通運(株)尼崎港支店	兵庫県	1	1	1
合 計		2	2	2

- ①従業員(元従業員を含む)のアスベストによる疾病者数は、2名。
- ②そのうち亡くなられた方は2名。(うち中皮腫により亡くなられた方は2名)
- ③従業員の家族、周辺住民への健康被害についての報告は無し。
- 注)貨物利用運送事業では、集配について自らトラックで運送することが可能であり、被害を貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業に分けて把握することが困難であることから、疾病者の状況については、貨物自動車運送事業の調査結果を再掲した。

#### 〇(社) 航空貨物運送協会

	項目	回答数
イ	疾病者がいる	0
	疾病者がいない	5 1
	合 計	5 1

#### 〇(社)日本インターナショナル フレイト フォワーダーズ協会

	項目	回答数
1	疾病者がいる	0
	疾病者がいない	237
合 計		237